

第4節

環境との共生

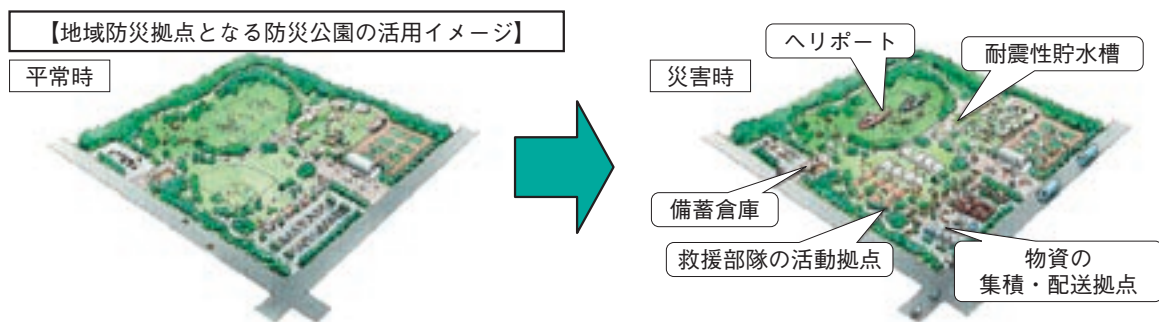
1. 自然環境の保全等の取組

首都圏では、平成16年3月に策定されたグランドデザインに基づき、自然環境の保全・再生・創出に関する様々な取組が行われている。

(公園・緑地等の取組)

首都圏においては、急速な都市化の進展により、緑の減少、野生生物の生息環境の減少、都市の防災性の向上等が大きな課題となっている。このため、自然と人間の共生する緑豊かな都市空間の形成、安全・安心な生活環境の形成の実現に向け、各種制度を活用し、水と緑のネットワーク化や、震災時に深刻な被害が予想される市街地等において、防災公園の整備等が重点的に進められている（図表2-4-1）

図表 2-4-1 防災公園イメージ



資料：国土交通省

(地域における取組事例)

市川市では、千葉県が整備した大柏川第一調節池において、単に洪水被害の対策だけではなく、「自然環境の創設」をテーマとして、自然と触れ合える空間、人々が憩える水辺になるように、平成9年度から千葉県と共に「水辺プラザ整備事業」を実施してきた。この事業は、市民団体の協力も受けながら実施し、平成19年度に「大柏川第一調節池緑地」として供用を開始した。今後は、緑地の適切な維持管理により、地域の

図表 2-4-2 大柏川第一調節池緑地の外観



資料：千葉県

貴重な水と緑の財産として保全していくとともに、市民が自然とふれあう場として、野鳥の観察会や子供達的环境学習の場として積極的に活用されることが期待されている。

また、神奈川県では、茅ヶ崎市北部に広がる谷戸や雑木林、畑からなる里山の豊かな自然や文化を体験できる「県立茅ヶ崎里山公園」の整備を進めている。現在、全体面積36.8haのうち19.8haを開園し、自然観察会や農業体験等活動等、様々な活動の場として利用されている。地域や実際に公園で活動している市民団体、自治会、福祉団体や行政等で構成される「茅ヶ崎里山公園協議会」では、公園の管理運営、施設の整備や利用の在り方等が検討され、市民と行政の協働により進められている。

図表 2-4-3 茅ヶ崎里山公園協議会の様子



資料：茅ヶ崎市

2. 河川・海域環境の保全・回復

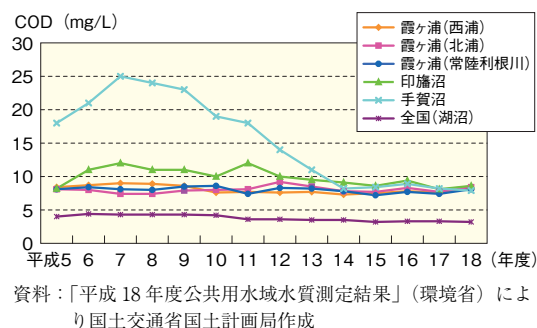
(1) 首都圏の河川等の水質状況

首都圏の水質状況（平成18年度）については、河川におけるBOD¹⁾の環境基準達成率²⁾が首都圏全体で約83%となっており、全国の約91%と比較して低い状況である³⁾。また、湖沼においてはCOD⁴⁾の環境基準達成率が、首都圏全体で約53%³⁾と依然低い状況である。指定湖沼⁵⁾については、手賀沼（千葉県）で平成7年度から水質の改善が見られるものの、霞ヶ浦（茨城県）や印旛沼（千葉県）を含め、いまだに全ての測定地点で環境基準を達成していない状況であり、COD値は近年横ばいとなっている（図表2-4-4）。

国や地方公共団体は、引き続き河川環境の整備や下水道の整備等による水質改善対策を実施し、河川や湖沼等の水質改善を推進している。

図表 2-4-4

首都圏における指定湖沼の水質状況（COD年間平均値）



(2) 平成19年度の動き

① 相模川水系河川整備基本方針

河川整備基本方針は、治水、利水、河川環境等、河川の総合的な保全と利用に関する基本方針を定めるものである。平成19年度に策定した相模川水系河川整備基本方針では、相模川の流れが生み出した良好な自然環境と河川景観を保全し、多様な動植物の生息・生育・繁殖する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐように努めることを河川環境の整備と保全に関する基本方針としている。

② 荒川太郎右衛門地区自然再生事業

荒川は日本の政治・経済・文化の中枢機関が集中する首都圏域を貫流しており、我が国において極めて重要な河川といえる。そのなかで、荒川太郎右衛門地区（埼玉県桶川市・上尾市・川島町）が位置する荒川中流部は、全国的にみても広大な河川敷を有しており、荒川の旧流路に由来する池や湿地といった豊かな自然環境が残されている。しかし、過去に行われた砂利採取等に起因する荒川本川の河床低下や旧流路への土砂の堆積などにより乾燥化が進行し湿地環境が減少している。

これらの状況を受け、自然環境を取り戻すために「自然再生推進法」（平成14年法律第148

- 1) BOD（生物化学的酸素要求量）：水中の有機物を分解するために水中の微生物が消費した溶存酸素量。河川の水質汚濁指標の1つ。数値が低い程、水質が良好であることを示す。
- 2) 環境基準達成率：各水域に指定されている環境の基準が達成されている水域の割合。
- 3) 「平成17年度公共用水域水質測定結果」（環境省）により、国土交通省国土計画局算出。
- 4) COD（化学的酸素要求量）：水中の有機物を酸化剤によって酸化する際に消費された酸化剤の量を酸素に換算した値。湖沼及び海域の水質汚濁指標の1つ。数値が低い程、水質が良好であることを示す。
- 5) 指定湖沼：「湖沼水質保全特別措置法」（昭和59年法律第61号）に基づき、環境基準が達成されていない又は達成されないこととなるおそれが高い湖沼であって、水質保全施策を総合的に講ずる必要がある湖沼について指定。

号)に基づき、当該地区の自然再生事業について協議する「荒川太郎右衛門地区自然再生協議会」が平成15年7月5日に設立された。

同協議会では平成16年3月に自然再生の全体構想を策定し、その後平成18年5月に流水環境を加え、より多様性に富んだ自然環境の再生を目標とする構想に変更した。この変更後の全体構想では、地域の特色と変遷を踏まえ、その望ましい姿を「70年前の荒川旧流路において太郎右衛門自然再生地固有の豊かな生態系を育む湿地環境」として、「湿地環境の保全・再生、過去に確認された生物が住める環境の再生、蛇行河川の復元」などを自然再生の目標として、多様な水域・水際環境創出のための整備等の施策を推進していくこととしている。また、同協議会では、自然再生実施計画の策定に向けた検討を進めており、今後も引き続き検討を進めていく。

図表 2-4-5 荒川太郎右衛門地区（写真下方が下流）



資料：国土交通省

③東京湾再生の取組

都市再生プロジェクト（第三次決定：平成13年12月）として、水質汚濁が慢性化している大都市圏の「海の再生」を図ることとし、先行的に東京湾について、関係地方公共団体及び関係省庁が連携して、その水質改善のための行動計画を策定することが決定された。

この決定を受けて、平成14年2月に関係省庁及び七都県市（現在はさいたま市が加入して八都県市）が東京湾再生推進会議を設置し、平成15年3月には対象期間を今後10年間とした「東京湾再生のための行動計画」を策定した。

行動計画では、東京湾再生の目標を『快適に水遊びができ、多くの生物が生息する、親しみやすく美しい「海」を取り戻し、首都圏にふさわしい「東京湾」を創出する』とし、関係省庁及び八都県市は同計画に基づき、陸域汚濁負荷削減、海域における環境改善対策、モニタリング等の施策を推進している。

平成19年度は、平成18年度に実施した第1回中間評価を受けて、検討体制の充実を図り、各種施策を推進した。

【東京湾再生推進会議HP】

http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/TB_Renaissance/index.html

3. 廃棄物の適正処理の推進

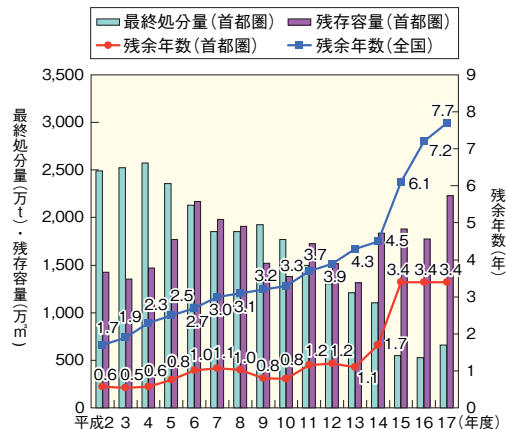
(1) リサイクルの推進

全国のリサイクル率は、平成17年度には一般廃棄物で約19.0%（首都圏では約21.2）、産業廃棄物では約51%であり、徐々に上昇している¹⁾。しかし、首都圏では、産業廃棄物最終処分場の残存容量が依然逼迫していることもあり（図表2-4-6）、廃棄物の発生抑制とともに、より一層のリサイクルの推進が求められている。

平成19年度においても、容器包装リサイクル法²⁾、家電リサイクル法³⁾、建設リサイクル法⁴⁾、食品リサイクル法⁵⁾、自動車リサイクル法⁶⁾、資源有効利用促進法⁷⁾によるリサイクルの推進や、エコタウン事業の推進等により、引き続き循環型社会の形成に向けた取組が進められた。

図表2-4-6

首都圏における産業廃棄物最終処分場の残余年数の経年変化



注：残余年数＝当該年度の処分場残存容量／当該年度の最終処分量（tとm³の換算比を1とする）。

資料：環境省資料により国土交通省国土計画局作成

(2) 平成19年度の動き

京都議定書の温室効果ガス6%削減約束を果たすため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）に基づき、平成17年4月28日に京都議定書目標達成計画（以下「目標達成計画」という。）が閣議決定された。同計画に基づき、これまでも所要の取組を進めてきたが、京都議定書の第1約束期間が平成20年度から本格開始されることなどから、約束を確実に達成するため、政府内で目標達成計画の見直しの議論を行い、平成20年3月28日、上下水道や廃棄物分野等における温暖化対策の追加・強化を盛り込んだ改定目標達成計画が閣議決定された。

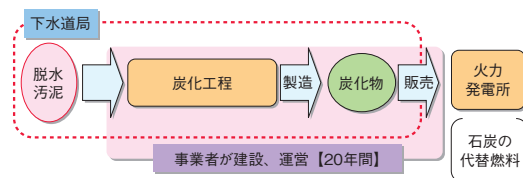
(下水道分野における動き)

下水道分野における地球温暖化防止対策の取組としては、東京都が平成19年11月から「汚泥炭化事業」を開始している。これは下水の処理過程で大量に生じる下水汚泥から炭化物を製造し、石炭の代替として利用するものである。今までは下水汚泥から炭化物を製造する施設は他にもあったが、炭化物を石炭の代替燃料として火力発電所において利用する取組は全国初であり、この事業に

図表2-4-7

炭化事業のイメージ

炭化事業のイメージ：建設・維持管理・運営を一括委託



資料：東京都

- 1) 資料 首都圏整備に関する各種データ（●3-4及び●3-5）参照。
- 2) 容器包装リサイクル法：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- 3) 家電リサイクル法：特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）
- 4) 建設リサイクル法：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
- 5) 食品リサイクル法：食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- 6) 自動車リサイクル法：使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）
- 7) 資源有効利用促進法：資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）

よる大きな効果として、主に以下の2点が見込まれている。

- ①年間9.9万tの下水汚泥の資源化による処分場の延命化（年間発生汚泥量の約1割相当）
- ②年間4.6万tの二酸化炭素を削減（一般家庭8,250世帯/年のCO2排出量に相当）
 - （内訳）・下水道局試算：従来の汚泥焼却に比べ年間3.7万トンの削減、
 - ・電力会社試算：化石燃料の使用量減少により年間0.9万トンの削減

（廃棄物分野における動き）

産業廃棄物処理については、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設における温暖化対策事業）が活用され、高効率な発電設備を備えた焼却施設が東京都のスーパーエコタウン（事業者：東京臨海リサイクルパワー（株））、平成19年4月本格稼働）及び千葉県市原市（事業者：市原ニューエナジー（株）、平成19年10月営業運転開始）で整備され、廃棄物エネルギーの利用が推進されるとともに首都圏の産業廃棄物の問題の改善に寄与している。